

国民健康保険被保険者証更新についてのお知らせ

現在お手持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成22年3月31日となっています。

そのため、有効期限を平成23年3月31日までとする新しい被保険者証への更新事務を次の日程により行いますので、国民健康保険に加入している世帯の方は、今お使いの被保険者証をご持参のうえ手続きにおいでください。

《国民健康保険被保険者証更新日程表》

実施月日	対象地区		時間	場所
3月17日(水)	蒲生		9:00~10:00	一寸法師の館
	岩井		10:30~11:30	老人福祉センター
	浦富	町・浜浦富	13:30~15:00	浦富保育所
		牧谷	15:30~16:00	牧谷公民館
3月18日(木)	本庄		9:00~10:00	本庄保育所
	小田		10:30~11:30	小田地区基幹集落センター
	大谷		13:30~14:30	大谷公民館(旧大谷児童館)
	岩本		15:00~16:00	岩本公民館
3月23日(火)	網代		9:00~10:00	網代コミュニティセンター
	田後		10:30~11:30	田後コミュニティセンター
	東	小羽尾・大羽尾	13:30~14:20	東漁村センター
		陸上	14:40~15:40	東コミュニティセンター
		田河内	16:00~16:30	田河内公民館
3月24日(水)	浦富	駅前・相谷	9:00~12:00	住民生活課

ご都合の悪い方は、3月25日(木)以降に住民生活課で手続きしてください。

健康保険等に加入・扶養認定された方は、住民生活課で資格喪失の届けをしてください。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415

国民年金についてのお知らせ

学生の皆さん「学生納付特例制度」の申請手続きを！

学生で所得がない場合等により、保険料の納付が困難なときは、市区町村の国民年金担当窓口申請し、前年所得などを審査して承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

【申請手続きについて】

申請手続きは毎年必要です。

平成21年度学生納付特例を承認された方

→平成22年度も同じ学校に在籍……「学生納付特例申請書(ハガキ)」が郵送されますので、返送してください。

→在学する学校などを変更……窓口にて申請手続きが必要となります。

【申請手続きに必要な書類等】

年金手帳

学生証(コピー可)または在学証明書

印鑑(本人が署名する場合は不要)

会社を退職して学生になられた方は次の書類の添付が必要になります。

・雇用保険被保険者離職証(コピー可)

・雇用保険受給資格証(コピー可)

・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415
鳥取年金事務所 ☎27-8311